

## 令和4年度福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金交付要綱

### (目的)

第1 新型コロナウイルス感染症への対応と少子高齢化への対応が重なる最前線において働く福祉・介護職員の処遇の改善のため、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、令和4年2月から9月までの間、収入を3%程度(月額9,000円)引き上げるための措置を実施することを目的として、「令和4年度(令和3年度からの繰越分)福祉・介護職員処遇改善支援事業(令和3年度補正予算分)実施要綱」(令和4年4月1日付け障発0401第9号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知。(以下「実施要綱」という。))及び「令和4年度(令和3年度からの繰越分)福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金(令和3年度補正予算分)交付要綱」(令和4年4月1日付け厚生労働省発障0401第5号厚生労働事務次官通知。)に基づき、予算の範囲内で岩手県補助金交付規則(昭和32年岩手県規則第71号。以下「規則」という。)及びこの要綱により交付金を交付する。

### (交付金の交付の対象及び交付額の算定)

第2 この交付金の交付対象は、福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)、(Ⅱ)又は(Ⅲ)を算定する障害福祉サービス施設・事業所等において、実施要綱に基づいて実施した賃金改善を行うために必要な経費とし、サービス区分、交付率及び対象経費は別表第1のとおりとする。

2 交付金の交付額の算定については、次の $a \times b$ で得られた額と、総事業費から寄付金その他の収入額(間接補助事業者が社会福祉法人等の営利を目的としない法人の場合は寄付金収入額を除く。)を控除した額とを比較して少ない方の額とし、1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

- a 一月当たりの障害福祉サービス等報酬総額(ただし、過去に支払われた報酬の額に誤りがあったため、過誤調整を実施した場合は、その過誤調整分を含む(令和4年2月サービス分以前の過誤調整分は含まない。))また、障害児入所施設については、支弁した障害児施設措置費も含めることとする。
- b サービス別交付率(別表第1)

### (交付事業の内容の軽微な変更)

第3 規則第6条第1項第1号及び第2号に規定する軽微な変更は、交付事業の目的の変更を伴わない内容の軽微な変更とする。

### (申請の取下げ期日)

第4 規則第8条第1項に規定する申請の取下げ期日は、交付金の交付の決定の通知を受領した日から起算して15日以内とする。

### (交付金の額の確定等)

第5 知事は、規則第13条の規定による提出を受けた場合には、報告書等の審査を行い、その報告に係る交付事業の実施結果が交付金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき交付金の額を確定し、交付事業者に通知する。

2 知事は、交付事業者に交付すべき交付金の額を確定した場合において、その額を超える交付金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分の交付金の返還を命じるものとする。

### (交付金の支払)

第6 知事は、第2の規定に基づき、岩手県国民健康保険団体連合会(以下、「国保連」という。)が算定した交付額を、毎月支払うものとする。ただし、初回の支払いについては、令和4年2月及び3月分を併せて支払うものとする。

2 債権譲渡事業所及び納入告知事業所が交付金の支払いを受けようとするときは、毎月国保連が算定した交付額を福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金請求書(様式第7号)による請求書を知事

に提出しなければならない。

(立入検査等)

第7 知事は、予算の執行の適正を期するため、交付事業者に対して、必要な報告を求め、又は当該職員に、その事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

(書類の整備等)

第8 交付事業者は、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を補助金の額の確定の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。

(消費税等仕入控除税額に係る報告等)

第9 交付事業者は、規則第4条の規定に基づき交付金の交付の申請をするに当たって、当該交付金に係る消費税等仕入控除税額(交付金の交付の対象となる経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率(当該補助金の額を当該経費の額で除して得た率のことをいう。)を乗じて得た額をいう。以下同じ。)が明らかではないため、消費税等仕入控除税額を含めて交付金の交付の申請をした場合に、当該申請の後に当該消費税等仕入控除税額が明らかになったときは、速やかに消費税等仕入控除税額報告書(別紙様式第5)により知事に報告しなければならない。

2 交付事業者は、補助金の交付を受けた後に前項の報告をした場合は、当該報告による知事の補助金の返還の命令を受けて、前項の報告に係る消費税等仕入控除税額を返還しなければならない。

(提出書類及び提出期日)

第10 規則により定める書類及びこれに添付する書類並びに提出期日は、別表第2のとおりとする。

(その他)

第11 この要綱に定めるもののほか、この補助金の交付に関して必要な事項は知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表第1（第2関係）

表1 福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金対象サービス

サービス区分	交付率	対象経費
居宅介護	3.6%	実際に対象施設・事業所の福祉・介護職員等の処遇改善に充てられた経費として実施要綱に基づき算出された経費
重度訪問介護	3.6%	
同行援護	3.6%	
行動援護	3.6%	
重度障害者等包括支援	3.6%	
生活介護	1.1%	
施設入所支援	2.6%	
短期入所	2.6%	
療養介護	2.6%	
自立訓練（機能訓練）	1.7%	
自立訓練（生活訓練）	1.7%	
就労移行支援	1.3%	
就労継続支援A型	1.3%	
就労継続支援B型	1.3%	
共同生活援助（指定共同生活援助）	2.4%	
共同生活援助（日中サービス支援型）	2.4%	
共同生活援助（外部サービス利用型）	2.4%	
児童発達支援	1.9%	
医療型児童発達支援	1.9%	
放課後等デイサービス	1.9%	
居宅訪問型児童発達支援	1.9%	
保育所等訪問支援	1.9%	
福祉型障害児入所施設	3.5%	
医療型障害児入所施設	3.5%	

注 障害者支援施設が行う日中活動系サービスは、各サービスと同じ交付率を適用する。

表2 福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金非対象サービス

サービス区分	交付率
就労定着支援、自立生活援助、計画相談支援、障害児相談支援、地域相談支援（移行）、地域相談支援（定着）	0%

別表第2（第10関係）

条 項	提出書類及び添付書類	様 式	提出部数	提出期日
規則第4条の規定による書類	福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金交付申請書 1 福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金計画書 2 福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金計画書（施設・事業所別個票） 3 その他知事が必要と認めるもの	第1号 第2-1号 第2-2号	1部 1部 1部 1部	令和4年4月15日（金）
規則第6条第1項第1号、第2号及び第3号の規定により承認を受ける場合の書類	福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金変更（中止、廃止）承認申請書 1 福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金計画書 2 福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金計画書（施設・事業所別個票） 3 その他知事が必要と認めるもの	第3号 第2-1号 第2-2号	1部 1部 1部 1部	当該事業の変更（中止、廃止）を行う日の15日前まで
規則第13条第1項の規定による書類	福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金実績報告書 1 福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金実績報告書 2 福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金実績報告書（施設・事業所別個票） 3 その他知事が必要と認めるもの	第5号 第3-1号 第3-2号	1部 1部 1部 1部	令和5年1月末日
実施要綱7（6）の規定による書類	福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金特別事情届出書 1 福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金に係る特別な事情に係る届出書 2 その他知事が必要と認めるもの	第6号 第4号	1部 1部 1部	別に定める日
第6の2の規定による書類	福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金請求書（月分）	第7号	1部	別に定める日

様式第1号（別表第2関係）

番 号  
年 月 日

岩手県知事 様

申請者 法人（事業者）本店所在地  
法人（事業者）名  
代表者氏名

福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金交付申請書

標記事業を実施したいので、岩手県補助金交付規則第4条の規定により関係書類を添えて、  
交付金の交付を申請します。

添付書類

- 1 福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金計画書（別紙様式第2-1号）
- 2 福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金計画書（施設・事業所別個票）（別紙様式第2-2号）
- 3 その他知事が必要と認める書類

## 福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金計画書

### 1 基本情報

フリガナ					
法人名					
法人所在地	〒				
フリガナ					
書類作成担当者					
連絡先	電話番号		FAX番号		E-mail

### 2 賃金改善計画について

※本計画に記載された金額は見込額であり、提出後の運営状況(利用者数等)、人員配置状況(職員数等)その他の事由により変動があり得る。

※本様式では下記の要件を確認しており、オレンジセル3カ所が「○」でない場合、交付金の交付要件を満たしていない。

I 交付金による賃金改善を行う総額が交付金による収入額を上回ること

II 賃金改善の合計額の3分の2以上は、基本給又は決まって毎月支払われる手当の引上げに充てること

①福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金の見込額(k)			円	要件 I ← <span style="background-color: orange; width: 15px; height: 15px; display: inline-block;"></span>					
②賃金改善の見込額(i - ii)(右欄の額は①欄の額を上回ること)			円						
i) 賃金改善実施期間(④)に交付金により賃金改善を行う場合の福祉・介護職員等の賃金の総額(見込額)			円						
ii) 前年度(賃金改善実施期間に相当する期間)の福祉・介護職員等の賃金の総額【基準額】			円						
③ベースアップ等による賃金改善の見込額									
i) 福祉・介護職員の賃金改善見込額(i-1)	(うち、ベースアップ等による賃金改善の見込額(i-2))	0	円	( 0.00 ) %	要件 II ← <span style="background-color: orange; width: 15px; height: 15px; display: inline-block;"></span>				
		(一月あたり) 0	円						
ii) その他の職員の賃金改善見込額(j-1)	(うち、ベースアップ等による賃金改善の見込額(j-2))	0	円	( 0.00 ) %					
		(一月あたり) 0	円						
④ 交付金による賃金改善実施期間		令和4年					月 ~		月

【記入上の注意】

- ・ ② i) 「賃金改善実施期間に交付金により賃金改善を行う場合の福祉・介護職員等の賃金の総額(見込額)」には、交付金による賃金改善を行った場合の法定福利費等の事業主負担の増加分を含めることができる。
- ・ ② i) 及び ② ii) 「令和3年における賃金改善実施期間に相当する期間の福祉・介護職員等の賃金の総額」には、処遇改善加算及び特定加算を取得し実施される賃金の改善(見込)額を含む額を記載すること。

### 3 福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金により賃金改善を行う賃金項目及び方法

賃金改善を行う給与の種類	ベースアップ等	<input type="checkbox"/> 基本給	<input type="checkbox"/> 決まって毎月支払われる手当(新設)	<input type="checkbox"/> 決まって毎月支払われる手当(既存の増額)
	その他	<input type="checkbox"/> 手当(新設)	<input type="checkbox"/> 手当(既存の増額)	<input type="checkbox"/> 賞与 <input type="checkbox"/> その他 ( <span style="background-color: yellow; width: 50px; height: 15px; display: inline-block;"></span> )
具体的な取組内容	(当該事業所における賃金改善の内容の根拠となる規則・規程)			
	<input type="checkbox"/> 就業規則の見直し <input type="checkbox"/> 賃金規程の見直し <input type="checkbox"/> その他 ( <span style="background-color: yellow; width: 100px; height: 15px; display: inline-block;"></span> )			
(賃金改善に関する規定内容) ※上記の根拠規程のうち、賃金改善に関する部分を記載すること。				

以下の点を確認し、全ての項目にチェックして下さい。

確認項目	証明する資料の例
<input type="checkbox"/> 令和4年2月から賃金改善を実施しています。	—
<input type="checkbox"/> 令和4年2月サービス提供分について福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)、(Ⅱ)又は(Ⅲ)を届出しています。	—
<input type="checkbox"/> 交付金相当額を適切に配分するための賃金改善ルールを定めました。	就業規則、給与規程
<input type="checkbox"/> 交付金として給付される額は、職員の賃金改善のために全額支出します。	給与明細
<input type="checkbox"/> 交付金の対象となる職員の勤務体制及び資格要件を確認しました。	勤務体制表
<input type="checkbox"/> 労働基準法、労働災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていません。	—
<input type="checkbox"/> 労働保険料の納付が適正に行われています。	労働保険関係成立届、確定保険料申告書
<input type="checkbox"/> 本計画書の内容を雇用する全ての職員に対して周知しました。	会議録、周知文書

※ 各証明資料は、指定権者からの求めがあった場合には、速やかに提出すること。

※ 本表への虚偽記載の他、交付金の請求に関して不正があった場合は、交付金を返還することとなる場合がある。

計画書の記載内容に虚偽がないことを証明するとともに、記載内容を証明する資料を適切に保管していることを誓約します。

令和 4 年 月 日

法人名

代表者 職名

氏名

別紙様式第2-2号 福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金計画書(施設・事業所別個表)

法人名

2① 福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金額(見込額)の合計[円](k)

・「交付金取得予定」には、交付金を取得する事業者は「○」を記入し、交付金を取得しない事業者は「×」を記入すること。  
 【記入上の注意】・処遇改善臨時特例交付金計画書は、現行の処遇改善加算等の計画書と同様、法人一括での作成が可能であり、法人全体で交付要件を満たしていれば足りること。  
 ・(i-1)及び(j-1)には、「賃金改善実施期間に補助金により賃金改善を行う場合の福祉・介護職員等の賃金の総額(見込額)」(2② i)と、「令和3年における賃金改善実施期間に相当する期間の福祉・介護職員等の賃金の総額」(2② ii)とを比較し、その差額を事業所ごとに記入すること。  
 ・(i-2)及び(j-2)には、「3 福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金により賃金改善を行う賃金項目及び方法」に記載した具体的な取組に基づく賃金改善の見込額を記載すること。

交付金取得予定	障害福祉サービス等事業所番号	指定権者名	事業所の所在地		事業所名	サービス名	算定する福祉・介護職員処遇改善加算の区分(I~IIIを算定しない事業所は交付金を取得できません)	一月あたり障害福祉サービス等報酬総額[円](f)(処遇改善加算及び特定加算の額を含みません)	交付率(g)	交付対象月(h)		福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金				
			都道府県	市区町村						合計を(k)に表示		①福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金の見込額(f×g×h)[円]	(i-1)③ i)福祉・介護職員の賃金改善額[円]	(i-2)ベースアップ等による賃金改善額[円]	(j-1)③ ii)その他職種の賃金改善額[円]	(j-2)ベースアップ等による賃金改善額[円]
										列ごとの合計が「2賃金改善計画について」③に転記	列ごとの合計が「2賃金改善計画について」③に転記					
1										令和4年 月~令和4年 月(ヶ月)						
2										令和4年 月~令和4年 月(ヶ月)						
3										令和4年 月~令和4年 月(ヶ月)						
4										令和4年 月~令和4年 月(ヶ月)						
5										令和4年 月~令和4年 月(ヶ月)						
6										令和4年 月~令和4年 月(ヶ月)						
7										令和4年 月~令和4年 月(ヶ月)						
8										令和4年 月~令和4年 月(ヶ月)						
9										令和4年 月~令和4年 月(ヶ月)						
10										令和4年 月~令和4年 月(ヶ月)						
11										令和4年 月~令和4年 月(ヶ月)						
12										令和4年 月~令和4年 月(ヶ月)						
13										令和4年 月~令和4年 月(ヶ月)						
14										令和4年 月~令和4年 月(ヶ月)						
15										令和4年 月~令和4年 月(ヶ月)						
16										令和4年 月~令和4年 月(ヶ月)						
17										令和4年 月~令和4年 月(ヶ月)						
18										令和4年 月~令和4年 月(ヶ月)						
19										令和4年 月~令和4年 月(ヶ月)						
20										令和4年 月~令和4年 月(ヶ月)						



様式第3号（別表第2関係）

番 号  
年 月 日

岩手県知事 様

申請者 法人（事業者）本店所在地  
法人（事業者）名  
代表者氏名

福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金変更（中止、廃止）承認申請書  
年 月 日付け岩手県指令障第 号で交付決定の通知がありました標記事業  
について、下記により変更（中止、廃止）したいので、承認されるよう関係書類を添えて申  
請します。

記

1 変更（中止、廃止）の理由

2 添付書類

- (1) 会社法（平成17年法律第86号）の規定による吸収合併、新設合併等により、計画書の作成単位が変更となる場合は、当該事実発生までの賃金改善の実績及び承継後の賃金改善に関する内容が分かる書類
- (2) 複数の施設・事業所について一括して申請を行う障害福祉サービス事業者等において、当該申請に係る施設・事業所に変更（廃止等の事由による。）があった場合、別紙様式第2-1号及び別紙様式第2-2号
- (3) 就業規則を改正（福祉・介護職員の処遇に関する内容に限る。）した場合、当該改正の概要が分かる書類
- (4) その他知事が必要と認める書類

様式第5号（別表第2関係）

番 号  
年 月 日

岩手県知事 様

申請者 法人（事業者）本店所在地  
法人（事業者）名  
代表者氏名

福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金実績報告書  
年 月 日付け岩手県指令障第 号で交付決定の通知がありました標記事業  
について、事業が完了したので、関係書類を添えて報告します。

記

1 事業精算額 金 円

2 添付書類

- (1) 福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金実績報告書（別紙様式第3-1号）
- (2) 福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金実績報告書（施設・事業所別個票）  
（別紙様式第3-2号）
- (3) その他知事が必要と認める書類

福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金実績報告書

1 基本情報

フリガナ 法人名					
法人所在地	〒 -				
フリガナ					
書類作成担当者					
連絡先	電話番号		FAX番号		E-mail

2 実績報告

※詳細は別紙様式3-2に記載

※本様式では2つの要件を確認しており、オレンジセル3カ所が「○」でない場合、補助金支給のための要件を満たしていない。

I 交付金による賃金改善を行う総額が交付金による収入額以上であること

II 賃金改善の合計額の3分の2以上は、基本給又は決まって毎月支払われる手当の引上げに充てること

①福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金の総額(k)		円	要件 I
②賃金改善所要額(i - ii)(右欄の額は①欄の額以上であること)		円	
i) 賃金改善実施期間(④)に交付金により賃金改善を行った福祉・介護職員等の賃金の総額 ((l)+(m))		円	
ii) 前年度(賃金改善実施期間に相当する期間)の福祉・介護職員等の賃金の総額【基準額】		円	
③ベースアップ等による賃金改善の総額			
i) 福祉・介護職員の賃金改善額 (うち、ベースアップ等による賃金改善の額)	0	円	要件 II
	(一月あたり) 0	円	
		( 0.00 ) %	×
ii) その他の職員の賃金改善額 (うち、ベースアップ等による賃金改善の額)	0	円	要件 II
	(一月あたり) 0	円	
		( 0.00 ) %	×
④ 交付金による賃金改善実施期間	令和4年 月 ~ 月		

※② i)「賃金改善期間(④)に交付金により賃金改善を行った福祉・介護職員等の賃金の総額」には、交付金により賃金改善を行った場合の法定福利費等の事業主負担の増加分を含めることができる。

※② ii)「前年度(賃金改善実施期間に相当する期間)の福祉・介護職員等の賃金の総額」【基準額】には、計画書別紙様式2-1の2② ii)の額を記載すること。この【基準額】については、職員構成が変わった等の事由により修正することが可能である。

※② i)及び② ii)には、処遇改善加算及び特定加算を取得し実施される賃金の改善額を含む額を記載すること。

※給与明細や勤務記録等、実績報告の根拠となる資料は、指定権者からの求めがあった場合に速やかに提出できるよう、適切に保管しておくこと。

※交付金の請求に関して虚偽や不正があった場合は、支払われた交付金を返還することとなる場合がある。

実績報告書の記載内容に虚偽がないことを証明するとともに、記載内容を証明する資料を適切に保管していることを誓約します。

令和 4 年 月 日

(法人名)

(代表者名)



様式第6号（別表第2関係）

番 号  
年 月 日

岩手県知事 様

申請者 法人（事業者）本店所在地  
法人（事業者）名  
代表者氏名

福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金特別事情届出書  
年 月 日付け岩手県指令障第 号で交付決定の通知がありました標記事業  
について、特別な事由が生じたので、関係書類を添えて報告します。  
記

添付書類

- 1 福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金に係る特別な事情に係る届出書（別紙様式第4号）
- 2 その他知事が必要と認める書類

福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金に係る特別な事情に係る届出書

基本情報

フリガナ 法人名						
法人所在地	〒					
フリガナ 書類作成担当者						
連絡先	電話番号		FAX番号		E-mail	

1. 事業の継続を図るために、職員の賃金を引き下げる必要がある状況について

当該法人の収支（障害福祉サービス等事業に限る。）について、サービス利用者数の大幅な減少などにより経営が悪化し、一定期間にわたり収支が赤字である、資金繰りに支障が生じるなどの状況について記載

2. 賃金水準の引き下げの内容

3. 経営及び賃金水準の改善の見込み

※ 経営及び賃金水準の改善に係る計画等を提出し、代替することも可。

4. 賃金水準を引き下げることについて、適切に労使の合意を得ていること等について

労使の合意の時期及び方法等について記載

令和 年 月 日

(法人名)

(代表者名)

様式第7号（別表第2関係）

番 号  
年 月 日

岩手県知事 様

申請者 法人（事業者）本店所在地  
法人（事業者）名  
代表者氏名

福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金請求書（ 月分）  
年 月 日付け岩手県指令障第 号で交付決定の通知がありました標記交付金について、令和4年度福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金交付要綱第6の2の規定により、次のとおり交付金の交付を請求します。

金 円

【振込口座】

銀行名・支店名	
普通・当座・別段預金の別	
口座番号	
講座名義	

別紙様式第5（第9関係）

番 号  
年 月 日

岩手県知事 様

申請者 法人（事業者）本店所在地  
法人（事業者）名  
代表者氏名

消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

年 月 日付け岩手県指令障第 号で交付決定の通知のあった福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金について、福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金交付要綱第10の規定により、下記のとおり消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を報告します。

記

- 1 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第15条の規定による確定額又は事業実績報告による精算額

金 \_\_\_\_\_ 円

- 2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税仕入控除税額（要補助金返還相当額）

金 \_\_\_\_\_ 円

（注） 別添参考となる書類（2の金額の積算の内訳、消費税及び地方消費税申告等）